

広島県告示第二百七十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定によって、次に掲げる地籍調査を令和八年三月十二日付けで国土調査として指定した。

令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
大竹市	南栄一丁目	令和八年四月一日～令和九年三月三十一日